

## 沿革

2005年7月21日	制定
2005年11月15日	一部改定
2006年6月21日	一部改定
2007年6月26日	一部改定
2008年6月18日	一部改定
2009年6月19日	一部改定
2010年5月10日	一部改定
2010年5月28日	一部改定
2010年6月16日	一部改定
2016年6月29日	一部改定
2017年6月29日	一部改定
2019年3月28日	一部改定
2022年3月24日	一部改定

# 株式会社テラプローブ定款

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

本会社は、株式会社テラプローブと称し、英文では、Tera Probe, Inc. と表示する。

### 第2条（目的）

本会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体集積回路の製造、検査、測定および加工業務
- (2) 前号に関連するハードウェアおよびソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守
- (3) 情報処理・情報通信に関するサービス、ハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸および保守ならびにシステムの企画、開発、販売、運用および保守
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 保有設備、治工具等のレンタルに関する事業
- (6) 前各号に付帯または関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条（機関）

本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

本会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

本会社の1単元の株式の数は、100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第9条（株主名簿管理人）

1. 本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、執行役社長が定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社において取り扱わない。

### 第10条（株式取扱規則）

本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、執行役社長が定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### 第11条（招集）

1. 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 本会社は、天災地変または感染症の発生等により、場所の定めのある株主総会を開

催することが適切でないとき取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第13条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表執行役を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第17条（員数）

本会社の取締役は10名以内とする。

#### 第18条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第20条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表執行役を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第21条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第22条（取締役会の決議の省略）

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第23条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第24条（取締役の責任免除）

1. 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役

であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。

## 第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

### 第25条（委員の選定）

指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。

### 第26条（各委員会に関する事項）

各委員会に関する事項は、法令、本定款、または取締役会で定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則等による。

## 第6章 執行役

### 第27条（員数）

本会社の執行役は10名以内とする。

### 第28条（選任方法）

本会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。

### 第29条（任期）

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

### 第30条（代表執行役および役付執行役）

1. 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。
2. 前項に定めるほか、取締役会の決議により執行役社長1名を選定する。また執行役副社長その他役付執行役若干名を定めることができる。

#### 第31条（執行役の責任免除）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

### 第7章 計 算

#### 第32条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

#### 第33条（剰余金の配当等）

1. 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。
2. 本会社の剰余金の配当の基準日は毎年6月30日および毎年12月31日とする。
3. 本会社は、前項に定めるほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第34条（自己の株式の取得）

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第35条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には、利息はつけない。

### 附 則

#### 第1条（監査役の責任免除等に関する経過措置）

第14期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第34条第1項および第2項の定めるところによる。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日の経過により削除する。